

こんにちは 和田あき子です

コロナ感染症対策を県に積極的に提案 感染拡大をおさえて、医療や経済を守る

コロナ感染症にかんして、私たち共産党県議団は、まず感染拡大を抑える。しっかり医療体制を守り県民への医療を保障する。暮らし・経済を守る立場で、県議会コロナ感染症

対策連絡本部会議に随時申し入れを行ったほか、定例県議会前の知事への申し入れ、共産党県委員会と共になら年度予算要望等で具体的に提案をしてきました。



県旅館ホテル組合会の中村実彦会長と懇談（1月8日）



長野県の男女共同参画計画

計画づくりのメンバーは女性一人だけ

2002年に議員提案で「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されて以来、概ね5年ごとに男女共同参画計画が改定されてきました。現在、第4次計画による施策の推進とともに、第5次計画の策定中です。

計画策定にあたり政策決定の過程に女性の参画が位置付けられているのか、県民文化委員会で質しました。

条例に基づき設置されている審議会は男性・女性とも6名で構成されています。

しかし、長野県男女共同参画推進本部のメンバーは各部局長で、知事・副知事以下各部の部長はすべて男性。女性は高田女性活躍推進幹のみという実態です。これでは女性の意見を十分反映することはできないことを指摘しました。

生活保護は権利です

「生活保護は権利として、ためらわずに相談してください」と県としてもコロナ禍で生活が激変し困窮している方々に呼びかけており、生活保護の相談件数は4384件（R2.3月～R3.1月）と増加しています。一方で生活保護の申請・決定件数は相談件数の3分の1にとどまっています。

生活保護の申請に同行するなど活動をしている民間団体の調査で、3人に1人は「扶養紹介」が壁になって申請をためらう結果がでています。小池晃参院議員の国会質問に「扶養照会は義務ではない」と厚生労働大臣が認識をしめし、照会の範囲の緩和など2月26日付で事務連絡がありました。

実際の生活保護の運用において、申請窓口で当事者の同意を前提にせずに扶養照会の同意書に署名・捺印を要求することが行われている問題を指摘し、生活困窮者の立場で、生活保護は権利として制度の運用を求めました。



ご意見・ご要望をお寄せください。

日本共産党県議会報告

No. 8 2021年4月【2021年2月定例議会報告】

発行／日本共産党長野県議団 〒380-8570 長野市南長野幅下692-2 長野県議会日本共産党控室
TEL 026-237-6266（直通） FAX 026-237-6322
E-mail jcpngnkd@avis.ne.jp ホームページ <http://www.jcpnagano-kengi.jp/>

